

令和8年6月1日

保護者等 様

京都府立清明高等学校  
校長 川畑 由美子

### 令和8年度京都府公立高等学校生徒通学費補助事業について

京都府教育委員会では、公立高等学校生徒の通学に要する経費の負担を軽減することによって、教育の機会均等を図るため、通学費負担者(保護者等)に対し、通学に要する経費の一部について補助金を交付する措置を講じています。

通学費補助事業の申請手続等は下記のとおりです。

#### 記

#### 1 補助要件

- (1) 通学費負担者(保護者等)が京都府内に居住していること。
  - (2) 生活保護法による生業扶助(通学のための交通費)の非受給者であること。
  - (3) 次のア又はイに該当する方
    - ア 生徒本人と生計を一にする世帯全体の前年の所得が、別紙別表1又は別表2の所得基準額以下の方
    - イ 生徒本人と生計を一にする世帯全体の住民税の所得割額が非課税の方
- ※住民税所得割額＝市町村民税所得割＋道府県民税所得割

#### 2 補助金交付金額

補助金の対象となる経費は、生徒が通常の経路による通学に利用する交通機関に係る**1箇月定期券購入金額が22,100円(別表2の者にあつては17,000円、非課税世帯は10,000円)を上回っている金額で、その2分の1**が補助金として交付されます。

【例】定期券 京阪バス 17,000円 地下鉄 6,000円 合計 23,000円  
年間購入月数 11ヶ月

定期券年間購入金額	購入月数	控除額 (22,100円) ×購入月数	補助対象額	補助額 (年間)
253,000円 (A) (23,000×11箇月)	11箇月	243,100円 (B) (22,100×11箇月)	9,900円	4,000円

$$(A) 253,000 - (B) 243,100 = 9,900$$

$$9,900 \div 2 = 4,950$$

千円未満は切り捨てになるので、補助額は4,000円となります。

#### 3 申請手続

補助を希望される場合には、「申請書類」をお渡ししますので令和8年6月12日(金)までに事務室へ申し出てください。

#### 4 申請書提出期限

**令和8年6月19日(金)**

#### 5 その他

詳しい内容につきましては、別紙チラシを御覧ください。

担当	事務部
電話	075-417-4031

# 高等学校生徒通学費補助金

多額の通学費を負担されている家庭に通学費の一部を補助する府の制度です。  
受給するには、申請書及び各種添付書類を在学する高等学校にご提出いただく必要があります。

◇ 対象者は、府内の公立高等学校に在学する生徒の保護者の方で、京都府内に居住し、次の①②③いずれにも該当される方です。

- ① 生活保護法による生業扶助(通学のための交通費)を受給されていない方
- ② 次のア又はイに該当する方

ア 生徒本人と生計を一にする世帯全体の前年の所得が、次の別表1又は別表2の所得基準額以下の方

イ 生徒本人と生計を一にする世帯全体の住民税の所得割額が非課税の方  
※住民税所得割額＝市町村民税所得割＋道府県民税所得割

別表1

世帯人員	所得基準額
3人以下	6,849,000円
4人	7,062,000円
5人	7,275,000円
6人	7,488,000円
7人以上	7,488,000円+213,000円/1人増

別表2

世帯人員	所得基準額
1人	1,460,000円
2人	2,060,000円
3人	2,760,000円
4人	3,230,000円
5人	3,590,000円
6人	4,060,000円
7人以上	4,060,000円+470,000円/1人増

○上記の所得金額に次のそれぞれの額を加算した額となります。

- 1 母子・父子世帯 280,000円
- 2 障害者1人につき 320,000円
- 3 長期療養者で療養のために経済的な特別な支出をされている場合は、その金額



③ 1ヶ月の通学費負担額が次の金額を超えている場合

- ◆ 上記②のア「別表1」に該当する場合・・・22,100円
- ◆ 上記②のア「別表2」に該当する場合・・・17,000円
- ◆ 上記②のイ「世帯全体の住民税所得割が非課税」の場合・・・10,000円

◇ 補助金の算定方法 (算定後、1,000円未満切り捨て)  
(1年間の定期券等購入額-(22,100円、17,000円又は10,000円)×定期券等購入月数)×1/2

<例1> 所得要件「別表1」に該当 1年間の定期券等購入額 275,000円(11ヶ月)  
(275,000円-(22,100円×11ヶ月))×1/2=15,950円 → 年額15,000円補助

<例2> 所得要件「別表2」に該当 1年間の定期券等購入額 220,000円(11ヶ月)  
(220,000円-(17,000円×11ヶ月))×1/2=16,500円 → 年額16,000円補助

<例3> 所得要件「住民税所得割非課税」 1年間の定期券等購入額 165,000円(11ヶ月)  
(165,000円-(10,000円×11ヶ月))×1/2=27,500円 → 年額27,000円補助

◇ 補助金を申請する場合は、在学する高等学校に申し出ていただき、申請書をお取り寄せください。申請書に下記の関係書類を添付し、在学する高校へ提出してください。(期日は7月中の各校が定める日)

- ① 所得に関する証明書(課税(所得)証明書又は市町村民税非課税証明書)
- ② 定期券等の券面のコピー(令和8年4月以降分)
- ③ その他、口座振替依頼書等申請に必要な書類

◇ 問い合わせ先

- ◆ 京都府立清明高等学校 (Tel 075-417-4031)
- ◆ 京都府教育庁高校教育課修学支援係 (Tel 075-414-5043)

保護者の方は京都府内に居住している

いいえ

対象外です

はい

生活保護法による生業扶助(通学のための交通費)を受給していない

受給している

対象外です

受給していない

世帯全体の住民税の所得割額が非課税である

いいえ

世帯全体の前年の所得が右の表の基準額以下である

世帯人数	所得基準額
1人	1,460,000円
2人	2,060,000円
3人	2,760,000円
4人	3,230,000円
5人	3,590,000円
6人	4,060,000円
7人以上	4,060,000円+1人@470,000円

上記の金額に次の金額を加算  
 ①母子・父子世帯 280,000円  
 ②障害者1人につき 320,000円  
 ③長期療養者の療養のために特別な支出をしている場合、その金額

いいえ

世帯全体の前年の所得が右の表の基準額以下である

世帯人数	所得基準額
3人以下	6,849,000円
4人	7,062,000円
5人	7,275,000円
6人	7,488,000円
7人以上	7,488,000円+1人@213,000円

いいえ

対象外です

はい

1ヶ月の通学費負担額(※)が10,000円を超えている

いいえ

対象外です

はい

補助金対象です

はい

1ヶ月の通学費負担額(※)が17,000円を超えている

はい

補助金対象です

はい

1ヶ月の通学費負担額(※)が22,100円を超えている

はい

補助金対象です

※ 1ヶ月の通学費負担額とは  
 学期定期や3箇月、6箇月定期を購入しておられる場合は、その月数で割った金額が1ヶ月の通学費負担額となります。  
 例) 券面額57,000円の3箇月定期券=57,000÷3=1ヶ月の通学費負担額19,000円  
 券面額60,000円の学期定期券(1学期の場合)=60,000円÷4=1ヶ月の通学費負担額15,000円

通学費補助事業 支給該当チェックシート